

富士市建設工事監督検査実務要覧

IV 請負工事関係通達等

・関係通達編 ・適正施工の確保編



令和 8 年

富士市契約検査課監修

IV 請負工事関係通達等 - 目次 -

1 関係通達編	頁
・ 建設業退職金共済制度（建退共制度）	1
・ 建設工事の下請契約における社会保険等未加入業者対策	68
・ 建設工事における工事保険等	85
・ 法定外の労災保険の付保	90
・ 富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領	92
・ 富士市建設工事に係る設計変更事務取扱（通知）	93
・ 設計変更指示書の書式	95
・ 「建設工事執行及び設計変更事務処理にかかわる事務取り扱い」の廃止 に伴う、平成21年12月7日付事務連絡の取り扱い	101
・ 特定建設作業実施届出書	106
2 適正施工の確保編	
・ 富士市優良工事表彰実施要領	112
・ 富士市建設工事施工体制点検取扱要領	114
・ 工事現場等における施工体制チェックリスト	117
・ 富士市電子納品運用ガイドライン	118
・ デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）仕様書	127
・ 富士市建設工事における遠隔臨場試行要領	128
その他	
・ 建設工事における技術者及び現場代理人の取扱い	
・ 建設工事における技術者等の途中交代	
詳しくは、以下をご覧ください。 市ウェブサイト/事業者/入札情報/建設工事・建設関連業務委託 /入札・契約制度	
・ 富士市における情報共有システム活用要領	
・ 富士市における情報共有システム活用の手引き	
・ 情報共有システム利用者一覧	
・ 情報共有・電子納品 事前協議チェックシート（土木工事用）	
・ 情報共有・電子納品 事前協議チェックシート（営繕工事用）	
・ 土木工事に於ける契約関係書類チェックリスト	
・ 土木工事に於ける完成図書チェックリスト	
・ 建築・設備工事に於ける完成図書チェックリスト	
詳しくは、以下をご覧ください。 市ウェブサイト/事業者/建築/情報共有システム	

1 關係通達編

事務連絡
令和3年9月29日

各課（室）長
様
各出先機関の長

財政部契約検査課長

建退共制度に関する様式等の変更について（通知）

令和2年10月に中小企業退職金共済法が一部改正され、令和3年度から建退共の掛金納付方式に、従来の「証紙貼付方式」に加えて「電子申請方式」が追加されました。

また、令和3年10月からは、掛金日額が310円から320円に引き上げられることとなり、10月以前に契約した工事であっても、10月1日以降は320円の証紙が必要となります。

については、今回の制度改正に合わせ、（独法）勤労者退職金共済機構（以下、機構という）の公開する様式へ統一し、改めることとしたので、監督業務を行うにあたり留意をお願いします。

なお、様式データや記入例については、機構ウェブサイトを確認をお願いします。

記

1 様式一覧

従来の様式		新様式
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	⇒	掛金収納書提出用台紙（様式第033号） 又は掛金収納書（電子申請方式）
建設業退職金共済制度加入状況届出書	⇒	建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 （建退共事務受託様式第6号）
建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 （兼建設業退職金共済証紙交付依頼書）	⇒	建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 （建退共事務受託様式第2号）
建設業退職金共済証紙受払簿	⇒	工事別共済証紙受払簿（様式第032号）
新規様式	⇒	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表 （様式第031号）
新規様式	⇒	被共済者就労状況報告書（月別報告様式）（建退共事務受託様式第4号）
新規様式	⇒	掛金充当書（工事別）※電子申請専用サイトで発行
建設業退職金共済制度に係る掛金収納書未提出の理由書	⇒	引き続き使用する

2 機構ウェブサイトURL

<https://www.kentaikyو.tais yokukin.go.jp/index.html>

担当 契約検査課契約担当
電話番号 直通55-2727
内線2785～87



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

国不入企第40号
令和3年3月30日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業退職金共済制度の適正履行の確保について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、特に公共工事においては、建退共制度に係る掛金納付のための財源が工事の予定価格において措置されていること等から、各発注機関においては、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年3月18日付け建設省経労発第24号）を踏まえ建退共制度の適正履行の確保に努めていただいているところです。

一方で、建退共制度については、対象労働者への掛金の充当が徹底されていないという実態がきかれるなど、適正な履行を確保していくうえで課題も指摘される所であり、今般、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）が改正され、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となったことに伴い、建退共制度の事務の効率化及び適正履行の確保を図ることが必要です。

また、平成31年4月より運用が開始された建設キャリアアップシステムについて、これを「建設業共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和2年3月に「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（以下「官民施策パッケージ」という。）がとりまとめられ、技能者の処遇改善及び建退共制度の適正履行の観点から、建退共制度と建設キャリアアップシステムの連携等について、令和5年度からの建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けて取り組むことが明記されたところです。

こうした状況を踏まえ、今般、建退共制度について令和3年4月以降に発注される工事より電子申請方式の運用を開始すること、より効率的かつ正確な就労状況報告のために建設キャリアアップシステムの就業履歴情報の積極的な活用に

努めるべきことなどについて、建設業者団体あてに通知が発出されたところ（別添1）。

については、各発注機関においても、建退共制度の趣旨や建設キャリアアップシステムとの連携の意義等や、別紙「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」を踏まえ、元請事業主等による措置の確認等を通じ、公共工事における建退共制度の適正履行の確保についてご協力をお願いします。

なお、各発注機関においては、これまでも「建設業退職金共済制度の普及徹底について」を踏まえ、共通仕様書等において元請事業主に対して掛金収納書の提出について明記していると考えますが、今般の建退共制度の見直しを踏まえ、電子申請方式による場合の掛金収納書の提出や工事完成後の掛金充当実績総括表の提示などについて所要の改正を行っていただくようお願いします。その際の例として以下を参考としてください。

○建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

また、都道府県においては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、本通知の周知を宜しくお願いします。

(別紙)

元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について

令和3年3月30日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室
建設市場整備課

1. 電子申請方式における発注機関の確認等

(1) 工事契約時等における掛金収納書の確認関係

(元請事業主による主な措置)^(注)

- 下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』(以下「加入労働者数報告書」という。)(建退共事務受託様式第6号)を踏まえ、必要な退職金ポイントを購入
- 退職金ポイントの購入時に発行される『掛金収納書』を、工事契約締結後40日以内に発注機関に提出
 - ※退職金ポイントの購入時に、「当該工事の退職金ポイント購入の考え方」等、必要事項が入力されていることを確認
 - ※建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている元請事業主においては、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意するとともに、掛金収納書の所定欄に対応状況を記載

(注)：元請事業者による措置の詳細は、別途「『建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等』について」(令和3年3月30日付け雇均動発0330第1号・国不建整第186号)により通知しているところ。

【発注機関による確認等】

- 発注機関は、工事契約を締結した場合においては、建退共制度の『掛金収納書(電子申請方式)』(別添様式1)を、当該工事を受注した元請事業主から提出させる。掛金収納書は、特段の事情があると認められる場合(※)を除き、原則として工事契約締結後40日以内に提出を求める。
 - ※例えば、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の電子申請専用サイトで発行される『掛金口座振替申込受付書』(別添様式2)が提出される場合、また、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合で、あらかじめ発注機関に申し出た場合が想定される。なお、掛金口座振替申込受付書が提出される場合には、発注機関は、後日、掛金収納書の提出を求めるものとする。
- 発注機関は、元請事業主から掛金収納書が提出される際、「退職金ポイント購入の考え方」について記載内容の確認を行う。
- また、掛金収納書の確認の際、「建設キャリアアップシステム登録情報」について記載の確認をし、元請事業主が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合には、就業履歴が蓄積可能な環境の有無について確認し、必要に応じて適切な対応を促す。発注機関による当該確認等は令和5年度からの建退共制度と建設キ

キャリアアップシステムとの連携等について、建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けた環境整備を図る観点から行うものであることに留意する。

(参考)「建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ」(令和2年9月8日)において、建設キャリアアップシステムの登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、各団体はこれを徹底する旨について合意。

- 発注機関は、請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により掛金充当に必要な退職金ポイントが不足する場合は、必要な数量の退職金ポイントを追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時まで提出させる。
- 発注機関は、退職金ポイントの購入状況を把握するため必要があると認めるときは、元請事業主又は機構に対して関係資料の提出を求めることができることに留意する。

(2) 工事完成時における掛金充当実績総括表による確認関係

(元請事業主による主な措置)

- 元請事業主は、『建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表』(以下「掛金充当実績総括表」という。)(様式第031号)を作成し、発注機関に提示
※元請事業主は、発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立ってあらかじめ、掛金充当日数と退職金ポイントの購入日数を比較し概ね齟齬がないことの確認を行うこと
- 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴蓄積数とこれらに対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであるため、元請事業主は、建設キャリアアップシステム就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬が生じることがないように、適時に、建設キャリアアップシステム就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステム就業履歴の事後補正を行うよう指導

【発注機関による確認等】

- 工事完成時において、元請事業主に対し、掛金充当実績総括表の提示を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行う。
- 履行状況の確認に当たっては、当該工事における建設キャリアアップシステムの利用状況に関する記載を確認し、建設キャリアアップシステムの利用状況が高い場合(※)は、掛金充当実績総括表の記載の確認のみによる簡易な方法によることとし、その他の場合は、必要に応じて附属書類として『掛金充当書』(別添様式3)や『被共済者就労状況報告書』(以下、「就労状況報告書」という。)(建退共事務受託様式第4号)の提示を求めるなど、履行状況について特に注意して確認を行う。
※当面は、当該工事の現場に従事する技能者に占める建設キャリアアップシステム登録技能者の割合が過半を上回るものであることを目安とする(掛金充当実績総括表の「本工事に従事した労働者数」と「建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数」を照合)
- 掛金充当実績総括表の確認は、「掛金充当日数」と掛金収納書における退職金ポイントの「購入日数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認する。掛金充当日数が退職

金ポイントの購入日数を大幅に下回る場合（※）は、必要に応じて、元請事業主に下請事業主の就労状況報告書や掛金充当書等の提示を求め、対応について聴取する。

※当面は例えば3/4を目安とする

- 発注機関は、掛金充当実績総括表による履行確認の際、あわせて、「建設キャリアアップシステムに作業員登録した労働者数」等に照らし、「労働者延べ就労日数」に対する「建設キャリアアップシステムの就業履歴数」の割合が特に小さい（※）場合には、下請事業主に対する元請事業主による就業履歴の事後補正に係る指導状況について、適宜、元請事業主から報告を求める。

※当面は例えば1/3を目安とする

- 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、元請事業主が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、（１）及び（２）に掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

- ①元請事業主は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。
- ②元請事業主が下請契約を締結する際は、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請事業主が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントをあわせて購入した上、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請事業主の建退共制度への加入並びに退職金ポイントの購入及び掛金充当を促進すべきこと。
- ③下請事業主の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請事業主に建退共制度への加入手続を委託する方法もあるので、元請事業主においてできる限り下請事業主の事務の受託に努めること。

（３）履行確認後の発注機関による対応等

（元請事業主による主な措置）

- 発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立って、元請事業主はあらかじめ、掛金充当日数と退職金ポイントの購入日数を比較し概ね齟齬がないことを確認
- 掛金充当日数が退職金ポイントの購入日数を大幅に下回る（※）場合には、就労状況報告が不十分なものである疑いがあるため、就労状況報告の再度の確認や是正など、所要の措置をあらかじめ講じる

【発注機関による確認等】

- 元請事業主による履行状況を確認した結果、当該元請事業主において著しく不適切な処理を行っていることが確認された場合、発注機関は元請事業主に対して、本来講ずべき措置を適切に講じるよう指導を行う。
- 元請事業主による著しく不適切な処理について、発注機関が指導を行ってもなお改善がみられない場合においては、必要に応じて許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じることとなるので、その旨を許可行政庁に通知する。

2. 証紙貼付方式における発注機関の確認等

(1) 工事契約時等における掛金収納書の確認関係

(元請事業主による主な措置)

- 下請事業主から提出される加入労働者数報告書を踏まえ、必要な証紙を購入
- 掛金収納書を掛金収納書提出用台紙（以下「提出用台紙」という。）（様式第 033 号）に貼り付けて、工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注機関に提出
 - ※提出用台紙において、「当該工事における共済証紙購入の考え方」等、必要事項が記入されていることを確認
 - ※建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている元請事業主においては、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意するとともに、掛金収納書の所定欄に対応状況を記載

【発注機関による確認等】

- 発注機関は、工事契約を締結した場合においては、提出用台紙に貼付した掛金収納書を、当該工事を受注した元請事業主から提出させる。
掛金収納書は、特段の事情があると認められる場合（※）を除き、原則として工事契約締結後 1 ヶ月以内に提出を求める。
 - ※例えば、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合で、あらかじめ発注機関に申し出た場合が想定される。
- 発注機関は、元請事業主から掛金収納書が提出される際、「共済証紙購入の考え方」について記載内容の確認を行う。
- また、掛金収納書の確認の際、「建設キャリアアップシステム登録情報」について記載の確認をし、元請事業主が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合には、就業履歴が蓄積可能な環境の有無について確認し、必要に応じて適切な対応を促す。発注機関による当該確認等は令和 5 年度からの建退共制度と建設キャリアアップシステムとの連携等について、建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けた環境整備を図る観点から行うものであることに留意する。
 - (参考)「建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ」(令和 2 年 9 月 8 日)において、建設キャリアアップシステムの登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、各団体はこれを徹底する旨が合意。
- 発注機関は、請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により掛金充当に必要な共済証紙が不足する場合は、必要な日数の共済証紙を追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時まで提出させる。
- 発注機関は、共済証紙の購入状況等を把握するため必要があると認めるときは、元請事業主又は機構に対して関係資料の提出を求めることができることに留意する。

(2) 工事完成時における掛金充当実績総括表による確認関係

<p>(元請事業主による主な措置)</p> <p>○元請事業主は、掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示 ※元請事業主は、発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立ってあらかじめ、掛金充当日数と証紙購入日数を比較し概ね齟齬がないことの確認を行うこと</p> <p>○建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴数とこれらに対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであるため、元請事業主は、建設キャリアアップシステム就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬が生じることがないように、適時に、建設キャリアアップシステム就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステム就業履歴の事後補正を行うよう指導</p>

【発注機関による確認等】

- 工事完成時において、元請事業主に対し、掛金充当実績総括表の提示を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行う。
- 掛金充当実績総括表の確認に際しては、必要に応じて工事別共済証紙受払簿等の附属書類の提示を求め、電子申請方式の活用の場合に比して特に注意して確認するよう努める。
- 掛金充当実績総括表の確認は、「掛金充当日数」と掛金収納書における「証紙購入日数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認すること。掛金充当日数が共済証紙の購入日数を大幅に下回る場合(※)は、必要に応じて、元請事業主に下請事業主の就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿等の提示を求め、対応について聴取する。
※当面は例えば3/4を目安とする
- 発注機関は、掛金充当実績総括表による履行確認の際、あわせて、「建設キャリアアップシステムに作業員登録した労働者数」等に照らし、「労働者延べ就労日数」に対する「建設キャリアアップシステム就業履歴数」の割合が特に小さい(※)場合には、下請事業主に対する元請事業主による建設キャリアアップシステム就業履歴又は被共済者に対する掛金充当の事後補正に係る指導状況について、適宜、元請事業主から報告を求める。
※当面は例えば1/3を目安とする
- 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、元請事業主が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、2(1)及び(2)に掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。
 - ①元請事業主は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - ②元請事業主が下請契約を締結する際は、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請事業主が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請事業主の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - ③下請事業主の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合

には、元請事業主に建退共制度への加入手続を委託する方法もあるので、元請事業主においてできる限り下請事業者の事務の受託に努めること。

(3) 履行確認後の発注機関による対応等

(元請事業主による主な措置)

- 発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立って、元請事業主はあらかじめ、掛金充当日数と証紙購入日数を比較し概ね齟齬がないことを確認
- 掛金充当日数が証紙購入日数を大幅に下回る(※)場合には、就労状況報告が不十分なものである疑いがあるため、就労状況報告の再度の確認や是正など、所要の措置をあらかじめ講じる

【発注機関による確認等】

- 元請事業主による履行状況を確認した結果、当該元請事業主において著しく不適切な処理を行っていることが確認された場合、発注機関は元請事業主に対して、本来講ずべき措置を適切に講じるよう指導を行う。
- 元請事業主による著しく不適切な処理について、発注機関が指導を行ってもなお改善がみられない場合においては、必要に応じて許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じることとなるので、その旨を許可行政庁に通知する。

3. その他留意事項

- 建退共制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るための制度であることに鑑み、公共工事の発注にあたり、予定価格において建設事業主が機構に納付する掛金の負担分について適切に財源措置を講じるよう努めること。
- 掛金収納書の提出や掛金充当実績総括表の提示など、受注業者が発注機関に対して行う措置の内容を、共通仕様書への記載等により明示するよう努めること。

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書
(兼建設業退職金共済証紙交付依頼書)

整理番号

年 月 日

交付元
事業所

報告事業所	<input type="text"/>
住 所	<input type="text"/>
電 話 番 号	<input type="text"/>
共 済 契 約 者 番 号	<input type="text"/>
建設キャリアアップシステム 事 業 者 I D	<input type="text"/>
工 事 番 号 お よ び 工 事 名	<input type="text"/>
工 事 コ ー ド	<input type="text"/>
建設キャリアアップシステム 現 場 I D	<input type="text"/>

以下のとおり報告します。

記

期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

被共済者数 人 延べ就労日数 日

現場責任者確認
<input type="text"/>

建設業退職金共済証紙受領書

整理番号

交付元
事業所

1日券	<input type="text"/>	枚
10日券	<input type="text"/>	枚

上記の共済証紙を受領いたしました。

年 月 日

報告事業所 <input type="text"/>	受領者確認
<input type="text"/>	<input type="text"/>

被共済者就労状況報告書(月別報告様式)

整理番号

殿

報告日 年 月 日

報告事業所名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

共 済 契 約 者 番 号 _____

建設キャリアアップシステム
事業 者 I D _____

工 事 番 号 お よ び 工 事 名 _____

工 事 コ ー ド _____

建設キャリアアップシステム
現 場 I D _____

備 考 _____

	掛金納付についての事務を委託します。
	就労実績の集計に建設キャリアアップシステムを活用しています。

	現場責任者確認

(共済契約者番号)

(共済契約者番号)

元請事業所名

一 次 事 業 所 名

次の表のとおり、就労実績を報告します。 報告期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

No.	共済契約者番号	項番	共済契約者名	被共済者番号	被共済者名	就労日数	CCUS
						310円	
総合計							

※ 建設キャリアアップシステム登録技能者は、CCUS欄に「○」印を記載

(元請事業者)

_____ 様

下請事業者 _____

建設業退職金共済制度加入労働者数報告書

[工事番号および工事名: _____]

いずれか該当する□にレ点をつけてください。

1. 建退共制度に加入している
2. 建退共制度に加入していない (就労予定労働者数 _____ 人)

以下のとおり、建退共制度の対象労働者数等を報告します。

※「 2. 建退共制度に加入していない」に該当した場合は、「共済契約者番号」は「-」、「うち、被共済者数②」は「0人」とし、これ以外の項目は記載してください。

(単位:人)

共済契約者番号	事業所名	就労予定労働者数①	うち、被共済者数②	被共済者以外(①—②)

(被共済者以外(①—②)の内訳)

企業の役員	中退共、商工会など他の退職金制度に加入	自社の退職金制度のみを適用	その他(具体的に)

- 注1) 自社の退職金制度と建退共制度を両方適用している場合は、被共済者に該当しますので、「うち、被共済者数②」にその人数を記載してください。
- 注2) 「中退共、商工会など他の退職金制度に加入」の場合は、加入証明書や契約書の写しなど、加入していることが分かる資料をつけてください。
- 注3) 「自社の退職金制度のみを適用」の場合は、就業規則、退職金規程の写しなど、適用していることが分かる資料をつけてください。
- 注4) 工事種別、工法等により「就労予定労働者数①」が著しく少ない場合は、その理由の分かる資料をつけてください。

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年 月 日

発注者

_____ 殿

受注者

住所

名称 _____

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者 ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場 ID

工事期間

_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就労日数 _____ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者

本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式

電子申請方式

証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) _____ 者

・対象労働者数 _____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

・建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数 _____ 者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

発注者 _____ 殿

工事番号および工事名 _____

建設キャリアアップシステム現場 ID _____

総工事費 _____ 円

受注者(元請)

住所

名称

共済契約者番号 _____

建設キャリアアップシステム事業者 ID _____

共済証紙購入金額 _____ 円

掛金収納書提出用台紙

様式
(取扱店→契約者)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

掛金収納書
(契約者が発注者へ)

共済契約者番号 _____

契約者氏名 _____ 殿
(法人または事業主名)

電話番号 _____

共通番号

証紙枚数	1日券	枚	1枚当たりの販売価額	円	金額				
	10日券	枚	1枚当たりの販売価額	円	金額				
					合計金額				

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 印

公共
 民間
 その他

契約者記入欄

発注者名 _____ 元請契約の工事番号および工事名 _____

取扱金融機関名・日付印

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する に をチェックして下さい)

- 1. 発注者の指示のとおり
- 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 販売価格

人日	×	円	=	円
----	---	---	---	---

- 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 購入率 ※ 加入率

円	×	1,000	×	70 %	=	円
---	---	-------	---	------	---	---

※対象工事における労働者の建退共制度加入率

- 4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

- 共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)
- 本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)
- 本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

掛金口座振替申込受付書
(電子申請方式)
(契約者が発注者へ)

この書類は
掛金収納書
ではありません

口座振替予定日: ○○○○年○○月○○日
掛金収納書発行予定日: ○○○○年○○月○○日
発注者は、必ず工事契約締結後40日以内に「掛金収納書」もお受け取りください。

共済契約者番号											
共済契約者名称・氏名											
JVの場合は 共同企業体名											

掛金口座振替申込受付番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)											

申込日	
-----	--

退職金ポイント購入申込額		
単価	購入日数	購入額
円 (中小企業用)		
円 (大手企業用)		
合計		

工事情報	
工事の区分	
公共	
民間	
その他	

発注者名	
元請契約の工事番号および工事名	
総工事費 円	
当該工事の退職金ポイント購入の考え方	
印字例は別紙のとおり	

この掛金口座振替申込受付書は、上記工事に係る建退共の掛金の原資となる金銭の払込みについて口座振替の申込み受付が完了したことを証する書類です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 電子印鑑

(参考)
建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の 建設キャリアアップシステム事業者登録の有無	(有)	(無)
元請負人の建設キャリア アップシステム事業者ID		

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無	(有)	(無)
本現場の建設キャリア アップシステム現場ID		

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有) (無)

別添様式 3

(工事完成時に発行)

掛金充当書番号：

掛金充当書 (工事別)

共済契約者

年 月 日

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム

事業者 I D

工事番号および

工事名

工事コード

建設キャリアアップシステム

現場 I D

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

電子
印鑑

貴社の工事勘定 () から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

期間 (西暦年月)	充当日数	充当金額
		退職金ポイント残高

■ 内訳

No.	共済契約者番号	共済契約者名	被共済者数	単価(円)	日数 (日)	充当金額(円)	CCUS
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
計							

※ 建設キャリアアップシステム登録事業者は、CCUS欄に「O」印を記載

建退共のCCUS活用電子申請方式の導入と 適正履行確保の強化

不動産・建設経済局 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室
不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室

建設業退職金共済制度見直しの背景

電子申請方式における取扱い

(新)証紙方式における取扱い

(参考)電子申請方式と証紙方式の違い



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

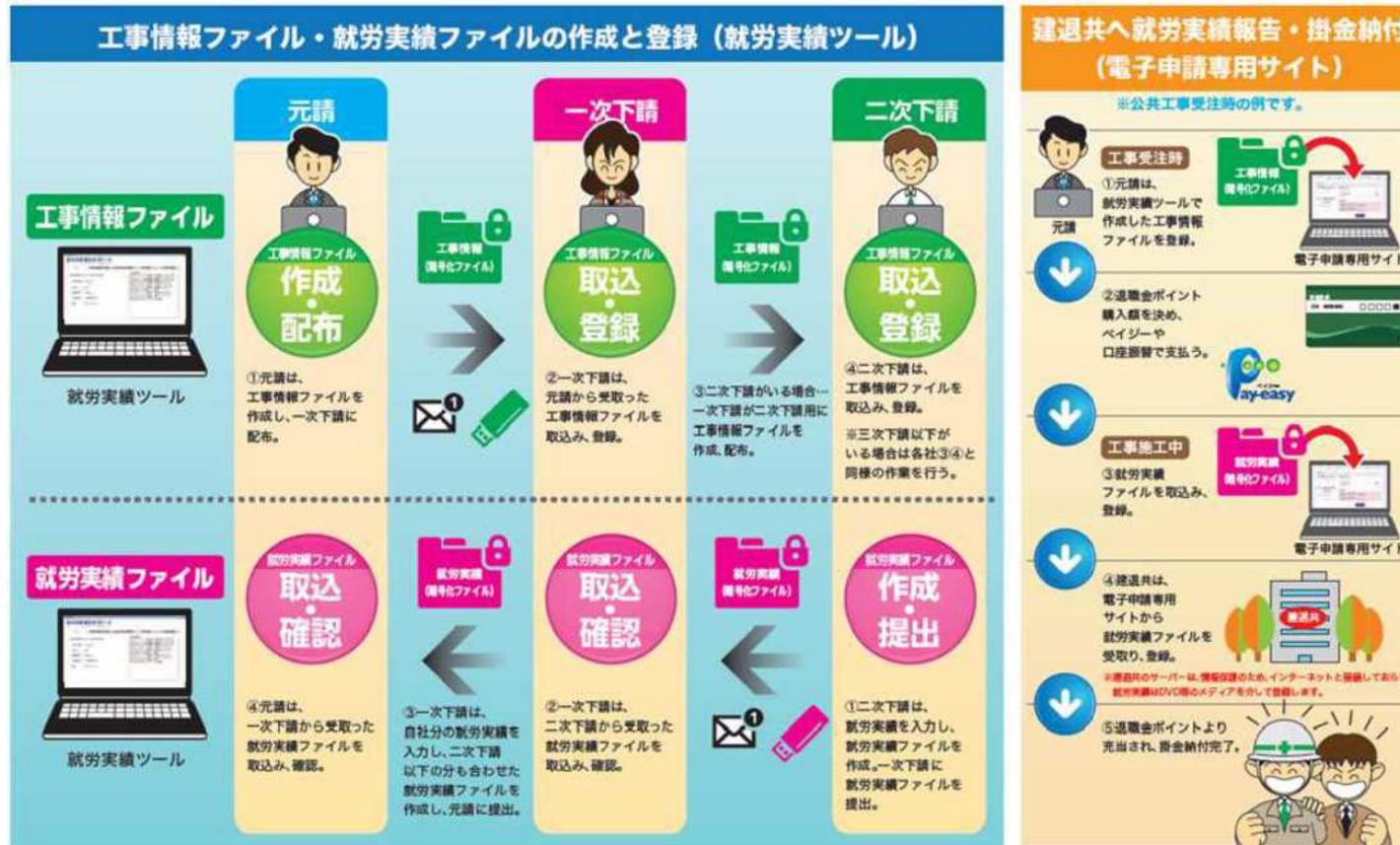
電子申請方式の概要

【電子申請方式とは】

- 電子申請方式は、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するもの

<ポイント>

- ✓ 従来の証紙方式に比べて、申請と管理に要する事務が軽減
- ✓ 就労状況の報告にCCUSを活用し、より正確かつ効率的な申請が可能
- ✓ 工事ごとの就労実績の報告と掛金充当が確実かつ容易に

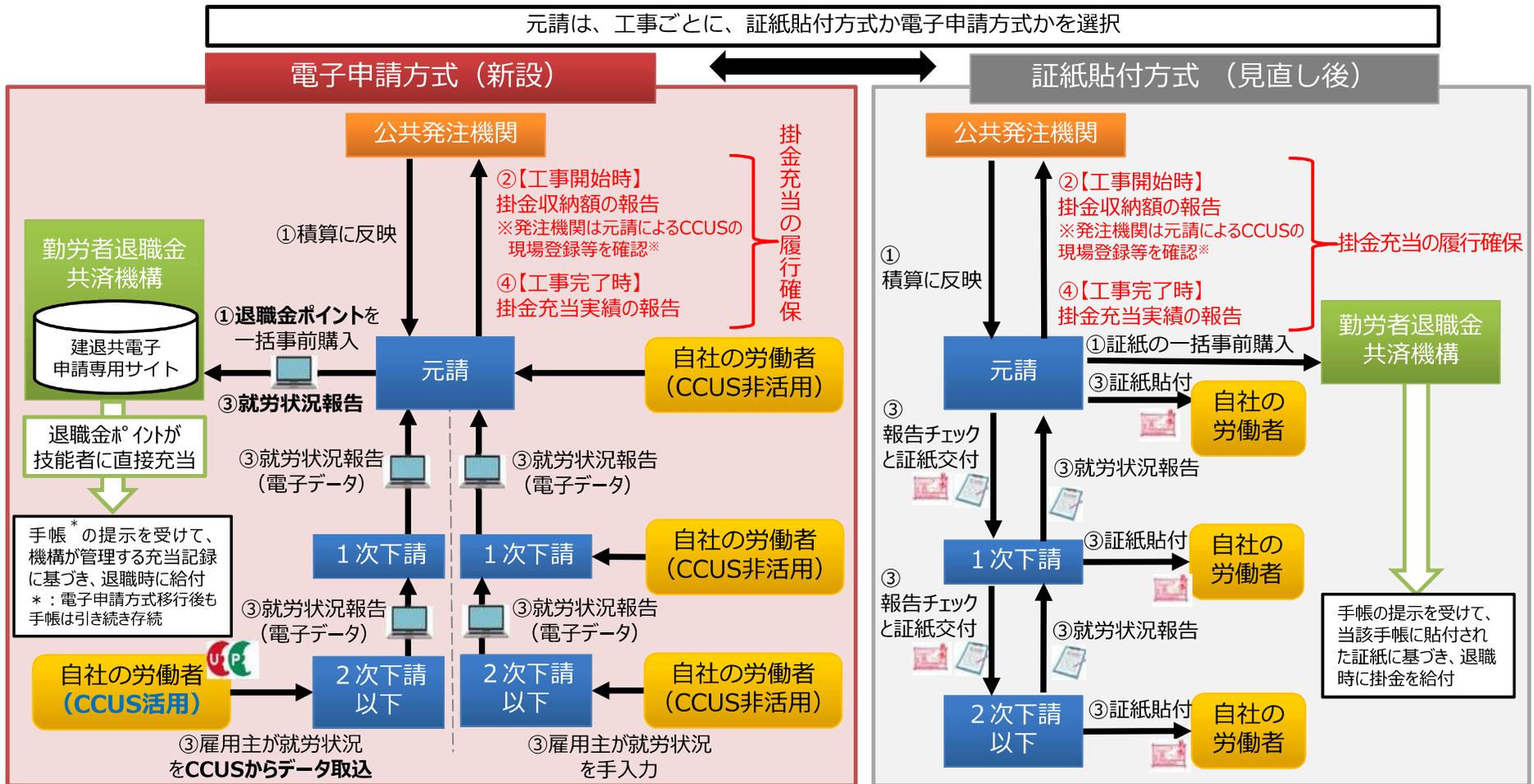


適正履行の確保の推進に係る背景

- 従来の証紙方式の運用において、適正な就労状況の報告や必要な掛金充当の履行に課題
- 公共工事においては公共発注者により掛金の財源措置がされる中で、その適正処理にも影響



- ① 電子申請方式の導入により、工事ごとの就労実績の報告と掛金充当が確実かつ容易になり、適正履行を確保
- ② 証紙方式についても、電子申請方式導入に伴って工事別の掛金充当状況を確実に記録
- ③ 加えて、建退共制度においてCCUSを一体的に運用することにより、就労実績の報告と掛金充当がさらに確実かつ容易に（CCUSの就業履歴情報を活用し就労実績を報告）



(※) CCUS運営協議会総会申合せ (R2.9.8) (登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じる)の趣旨を踏まえ措置

※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定

建設業退職金共済制度見直しの背景

電子申請方式における取扱い

(新)証紙方式における取扱い

(参考)電子申請方式と証紙方式の違い

[電子申請方式] 元請の報告等と発注機関の対応 (ポイント)

元請事業者による報告等

発注機関の対応

契約段階

掛金収納書の提出

- 元請は、下請からの加入労働者数報告書を踏まえ、適切に算定した数量の退職金ポイントを購入（機構の電子申請専用サイト）※
- 電子申請専用サイトで発行される掛金収納書を、工事契約締結後40日以内に発注機関に提出。その際、退職金ポイントの算定根拠が明記されていることを確認
- 元請※2がCCUS現場登録、カードリーダー設置等を掛金収納書の所定欄に記載※※

※退職金ポイントは、充当後の過剰な余りが生じないよう必要なポイント数の購入に努め、必要に応じてポイントの追加購入を行うこと（なお、追加購入の際には別途、掛金収納書を発注者に提出すること）

- 掛金収納書の退職金ポイント購入額の算定根拠を確認
- 元請がCCUS登録事業者である場合、現場登録・カードリーダー設置等の対応状況に関する記載を確認（必要に応じて適切な対応を促す）※※※

※※ 官民申合せの趣旨や官民施策パッケージにおいて令和5年度までに建退共のCCUS活用への完全移行が予定されていることを踏まえ、事業者登録を行っている元請は現場登録及びカードリーダーの設置等を行うべき旨を建退共制度に位置づけ

※※※ 発注者による確認等は令和5年度からのCCUS完全移行に向けた円滑な環境整備を図る観点から行うものであることに留意

施工中（毎月）

就労状況報告(電子データ)による申請（毎月）

- 下請は、毎月、元請や上位事業者、被共済者の就労人数と就労状況を電子データで報告。元請はこれを受けて毎月、建退共に退職金ポイントの充当を申請
- ※ 下請はCCUSに蓄積された就業履歴を就業実績報告作成ツールに取り込む方法により作成する（当分の間、手入力による直接入力も可能とする）
- ※ 充当に必要な退職金ポイントが不足する場合、残工期や対象労働者数等を踏まえ必要な退職金ポイントを追加購入し、就労状況に応じて確実に対象労働者に充当されるよう措置すること
- ※ 元請は、CCUSの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告を比較し、就労状況報告に比べて就業履歴数が少ない場合は、当該下請に対して適切にCCUSの事後補正を行うよう指導すること

工事完成時

掛金充当実績総括表による報告

- 元請は、掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示
- ※ 元請は、あらかじめ、『掛金充当日数』と掛金収納書上の『購入日数』に概ね齟齬がないことを確認し、『掛金充当日数』が『購入日数』を大幅に下回る※場合は、就労状況報告が不十分な疑いがあるため、必要な措置を講じること（※当面、3/4を目安とする）

- 掛金充当実績と掛金収納書の事前購入退職金ポイント数を照合
 - ・ CCUS利用率が高い※場合は簡易な確認（掛金充当実績総括表の提示のみ）（※当面はCCUSの登録技能者の割合が1/2を上回ることを目安）
 - ・ CCUS利用率が低い場合は特に注意して確認（必要に応じ、附属書類として掛金充当書や就労状況報告データの提示等を求める）
- CCUSに作業員登録した労働者数等に照らし、CCUSの就業履歴数の労働者延べ就労日数に対する割合が特に小さい※場合、下請への事後補正の指導状況について元請から報告を求める（※当面は1/3を目安とする）

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

[電子申請方式] 掛金収納額等の報告 (契約後40日以内)

元請による報告様式

発注機関の確認のポイント

掛金収納書(電子申請方式) (契約者が発注者へ)

共済契約者番号	1 0 0 9 9 9 9	
共済契約者名 (法人または事業主氏名)	元請建設株式会社	
JVの場合は 共同企業体名	元請・構成員1・構成員2特定建設共同企業体	
掛金収納書番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)		
2 0 2 0 1 0 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 5 6 2 7 1		
収納年月日	2020年10月1日	
退職金ポイント購入額		
単価	購入日数	購入額
310円 (中小企業用)	- 日	¥1,620,000 円
310円 (大手企業用)	日	円
合計	- 日	¥1,620,000 円
工事情報	発注者名	
工事の区分 <input checked="" type="radio"/> 公共 <input type="radio"/> 民間 <input type="radio"/> その他	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 元請契約の工事番号および工事名	
	15国-第107号 〇〇国道修繕工事	
総工事費	900,000,000円	
当該工事の退職金ポイント購入の考え方		
3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合		
総工事費	購入率	建設共加入率
900,000,000 円	1.8 / 1,000	70 %
= 1,620,000 円		

当該工事における退職金ポイント購入の考え方(該当する口に✓をチェックして下さい)

1. 発注者の指示のとおり

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

$$\text{対象労働者数} \times \text{就労日数} = \text{購入額}$$

3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

$$\text{総工事費} \times \frac{\text{購入率}}{1,000} \times \frac{\text{建設共加入率}}{70\%} = \text{購入額}$$

※対象工事における労働者の建設共制度加入率

4. その他

購入額の根拠を記入

元請は1~4の選択肢に基づき退職金ポイントを購入

※ペイジー納付について、ATMでの払込限度額が10万円であるため、掛金収納書が複数枚提出される場合がある。この場合、「4.その他」が選択され、算式が記載されることとなる。

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
 税務処理には使用できません。
 また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

独立行政法人労働者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

(参考) 建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無	(有)	(無)
元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無	(有)	(無)
本現場の建設キャリアアップシステム現場ID	4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無(有)	(有)	(無)

※カードリーダーを設置する場合のほか、既存民間システムとCCUSの連携(API連携)が元請により措置され、カードリーダー以外の方法により就業履歴の蓄積が可能な場合、「有」を選択

退職金ポイントの購入が1~4のいずれの選択肢によるかを確認

元請がCCUS登録事業者である場合※、現場登録及びカードリーダーの設置等の対応状況に関する記載を確認(必要に応じて※適切な対応を促す)

※(参考)欄の『共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無』を確認

※※ 例えば元請事業者が、下請負人の中でCCUSを利用し得る技能者がいないことを疎明した場合にはカードリーダーの設置等を行わないことができる

(参考) 料金改定後の利用促進に関する申合せ(運営協議会総会申合せ)(令和2年9月8日)
 「登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置(中略)など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、(中略)各団体はこれを徹底する(以下略)。」

[電子申請方式] 工事完成時における掛金充当実績総括表による報告

元請による報告様式

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

発注者 _____ 年 月 日

受注者 _____ 殿
住所 _____
名称 _____

共済契約者番号 _____

建設キャリアアップシステム事業者 ID _____

工事番号および工事名 _____

建設キャリアアップシステム現場 ID _____

工事期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

④ 労働者延べ就労日数 _____ 人日
本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者

② 本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

① 建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式
 電子申請方式 証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) _____ 者
・対象労働者数 _____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

⑤ 建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日
・建設キャリアアップシステムの施工体制に登録した事業者数 _____ 者

③ 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

発注機関の確認のポイント

『掛金充当日数』(①)と掛金収納書の『購入日数』を照合し、概ね齟齬がないことを確認

- ・『掛金充当日数』が『購入日数』を大幅に下回る場合は(当面、3/4を目安)、必要に応じて元請に附属書類(下請の就労状況報告書や掛金充当書等)の提示を求め、対応について聴取

※ なお、『掛金充当日数』が『購入日数』を上回る場合、総括表の記載が不適切な疑いがあるため、記載の訂正を指示

確認の視点: 当該工事におけるCCUSの利用状況を確認

- ・CCUS利用状況が高い※場合は、総括表による簡易な方法による確認のみ
- ・CCUS利用状況が低い場合は、発注機関は特に注意して確認(必要に応じて、附属書類として下請の就労状況報告書や掛金充当書等の提示を求める)

※ 当面は、『本工事に従事する労働者数』(②)に占める『建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数』(③)が1/2を上回ることを目安とする

『労働者延べ就労日数』に対する『建設キャリアアップシステムによる就業履歴数』の割合(⑤/④)が特に小さい場合(当面は1/3を目安)、下請事業者に対するCCUS事後補正の指導の実施状況について元請から報告を求める

※ 『本工事に従事した労働者数』に占める『建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数』の割合(③/②)に照らして補正が不要と判断される場合があることに留意

<参考>【電子申請方式】充当実績総括表と掛金収納書に齟齬がある場合の対応

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『購入日数』を大幅に下回る場合

- 就労状況報告が不適切な疑いがあるため、元請事業者は、就労状況報告が適切であるか確認し、以下に応じて対応

	元請事業者	発注機関
① 就労状況報告が適切である場合	<ul style="list-style-type: none"> 退職金ポイント購入段階の算定が的確でなかったこと等が原因と考えられるため、特段の対応不要 ※算定の的確性について、以降受注する工事における算定に当たっての参考として、的確な算定に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ※乖離が著しい場合等において、その原因が元請事業者にあると認められるときは、必要に応じ、購入時の算定に係る注意を促す
② 就労状況報告が適切でない場合	<ul style="list-style-type: none"> 下請に対して、就労状況報告を是正させ、元請は、掛金充当に必要な退職金ポイントを追加購入するなどして、不足分の掛金を事後的に充当 	<ul style="list-style-type: none"> 元請による対応が不適切な場合は、対応を促す※ ※掛金納付に係る経費が積算に反映されており、掛金充当の徹底(適正履行確保)の重要性に鑑み、指導

※②の場合において、元請による著しく不適切な処理について公共発注機関が指導を行っても、改善が見られず、同種の事案が繰り返される場合等は、許可行政庁に通知し、許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じる

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『購入日数』を上回る場合

- 退職金ポイントの購入日数を超えた掛金充当はシステム上不可であるため、元請事業者において記載を修正
- ※もし、追加購入した退職金ポイントに係る掛金収納書が未提出であった場合は、元請事業者は未提出の掛金収納書を発注機関に提出

建設業退職金共済制度見直しの背景

電子申請方式における取扱い

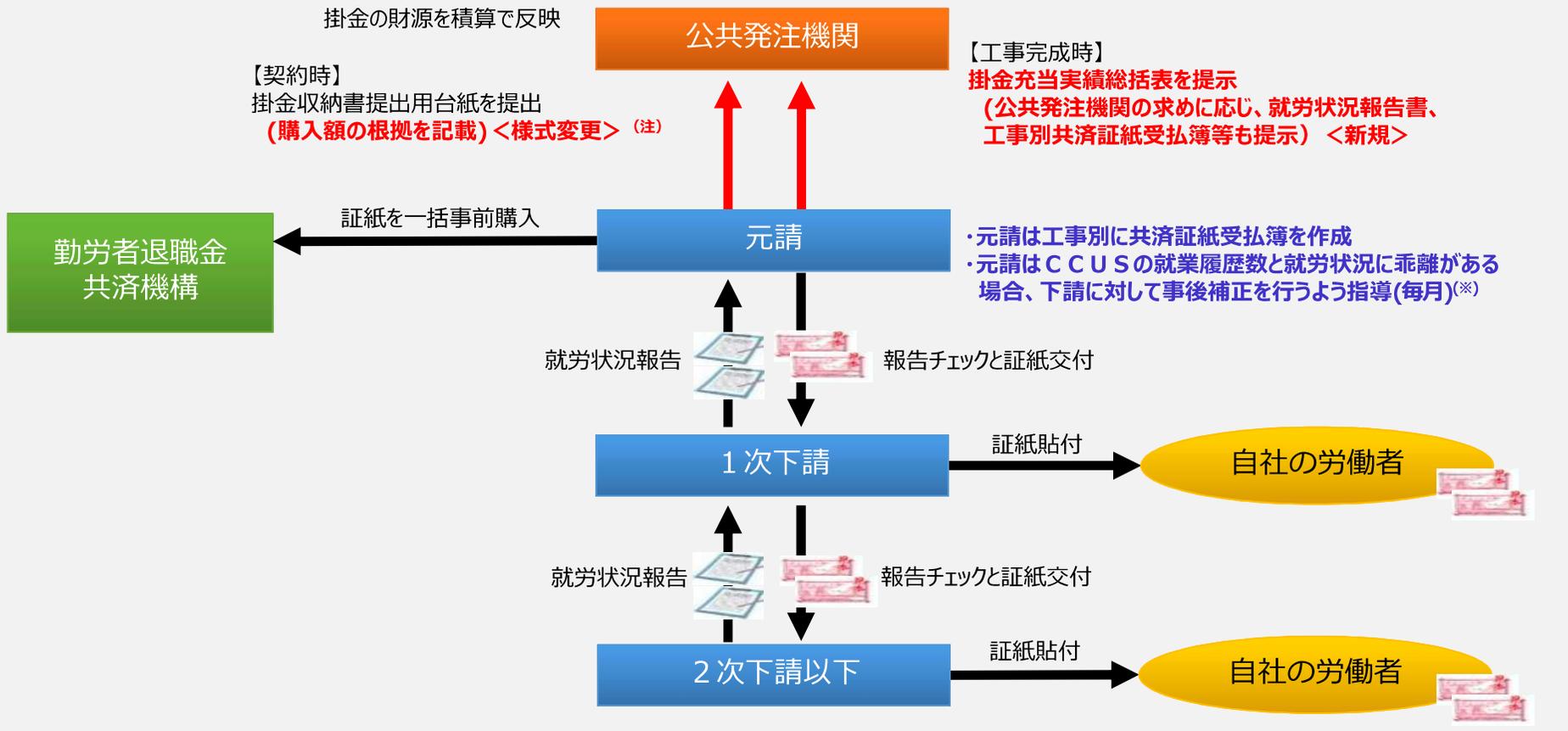
(新)証紙方式における取扱い

(参考)電子申請方式と証紙方式の違い

②証紙貼付方式の概要

令和3年4月以降に発注される公共工事から見直し

元請は、工事ごとに、証紙貼付方式か電子申請方式かを選択（下請も同じ方式によるよう指導等）
 →公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択を確認



履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

(注) 元請*がCCUS現場登録、カードリーダー設置等の状況を掛金収納書提出用台紙に記載し、提出時に公共発注者が確認
 (※) CCUSのカードタッチを忘れた等の場合、翌月末までであれば事後的に就業履歴(カードタッチ)を補正することが可能

(*) CCUS登録事業者である場合は、官民申合せの趣旨に則り、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意

[証紙貼付方式] 元請の報告等と発注機関の対応 (ポイント)

元請事業者による報告等

発注機関の対応

契約段階

掛金収納書の提出

- 元請は、下請事業者からの加入労働者数報告書を踏まえ、合理的な方法により算定した日数の証紙を金融機関窓口で共済証紙を購入※
- 掛金収納書を台紙に貼付し、工事契約締結後1ヶ月以内に発注機関に提出。その際、証紙購入日数の算定根拠が明記されていることを確認
- 元請※2がCCUS現場登録、カードリーダー設置等を掛金収納書提出用台紙の所定欄に記載※※

※共済証紙は、交付後の過剰な余りが生じないよう必要な日数の購入に努め、必要に応じて共済証紙の追加購入を行うこと（なお、追加購入の際には別途、掛金収納書を発注者に提出すること）

- 掛金収納書台紙の証紙購入日数の算定根拠を確認
- 元請がCCUS登録事業者である場合、現場登録・カードリーダー設置等の対応状況に関する記載を確認（必要に応じて適切な対応を促す）※※※

※※ 官民申合せの趣旨や官民施策パッケージにおいて令和5年度までに建退共のCCUS活用への完全移行が予定されていることを踏まえ、事業者登録を行っている元請は現場登録及びカードリーダーの設置等を行うべき旨を建退共制度に位置づけ

※※※ 発注者による確認等は令和5年度からのCCUS完全移行に向けた円滑な環境整備を図る観点から行うものであることに留意

施工中（毎月）

就労状況報告（書面）による申請（毎月）

- 下請は、毎月、元請や上位事業者に、被共済者の就労人数と就労状況を就労状況報告書により報告。元請はこれらを踏まえ、毎月、下請に対して証紙の必要日数を交付。原則として、これらを工事別共済証紙受払簿に記録
- ※ 充実に必要な共済証紙が不足するに至った場合は、残工期や対象労働者数等を踏まえ必要な証紙を計算して追加購入の上、就労状況に応じて確実に対象労働者に証紙が交付されるよう措置
- ※ 元請は、CCUSの就業履歴数と技能者の就労状況報告を比較し、就労状況報告に比べて就業履歴数が少ない場合、当該下請に対して適切にCCUSの事後補正を行うよう指導すること

掛金充当実績総括表による報告

- 元請は、掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示

※元請は、あらかじめ、『掛金充当日数』と掛金収納書上の『証紙購入日数』に概ね齟齬がないことを確認し、『掛金充当日数』が『証紙購入日数』を大幅に下回る※場合は、就労状況報告が不十分な疑いがあるため、必要な措置を講じること（※当面、3/4を目安とする）

- 掛金充当実績と掛金収納書の証紙購入日数を照合。必要に応じて、附属書類として就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿等の提示を求め、特に注意して確認
- CCUSに作業員登録した労働者数等に照らし、CCUSの就業履歴数の労働者延べ就労日数に対する割合が特に小さい※場合、下請への事後補正の指導状況について元請から報告を求め（※ 当面は1/3を目安とする）

工事完成時

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

[証紙貼付方式] 掛金収納額等の報告 (契約後1ヶ月以内)

元請による報告様式

発注機関の確認のポイント

発注者 殿

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場ID 総工事費 円

受注者(元請)

住所

名称

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

共済証紙購入金額 円

掛金収納書提出用台紙

様式 (取扱店一契約者) 掛金収納書 (契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。提出の必要のない場合は、料金を引いて下さい。

契約者氏名 殿

契約者番号

証紙枚数	1日券	枚	1枚当りの積立額	円	金額	
	10日券	枚	1枚当りの積立額	円	金額	
					合計金額	

建設キャリアアップシステム 建設業退職金共済事業本部 印

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

証紙の購入が左の1~4の選択肢に基づいていることを確認

元請がCCUS登録事業者である場合※、現場登録及びカードリーダーの設置等の対応状況に関する記載を確認 (必要に応じて※※適切な対応を促す)

※(参考)欄の『共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無』を確認

※※ 例えば元請事業者が、下請負人の中でCCUSを利用し得る技能者がいないことを疎明した場合にはカードリーダーの設置等を行わないことができる

元請は1~4の選択肢に基づいて、証紙を購入

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

1. 発注者の指示のとおり

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 人数 × 原単価 円 = 円

3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 円 × 購入率 1,000 × 参加率 70 % = 円

※対象工事における労働者の建退共制度加入率

4. その他

購入額の概算を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な有無 (有・無)

※カードリーダーを設置する場合のほか、既存民間システムとCCUSの連携(API連携)が元請により措置され、カードリーダー以外の方法により就業履歴の蓄積が可能な場合、「有」を選択

(参考) 料金改定後の利用促進に関する申合せ(運営協議会総会申合せ)(令和2年9月8日)

「登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置(中略)など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、(中略)各団体はこれを徹底する(以下略)。」

[証紙貼付方式] 工事完成時における掛金充当実績総括表による報告

元請による報告様式

発注機関の確認のポイント

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

発注者 _____ 年 月 日

受注者 _____ 殿
住所 _____
名称 _____

共済契約者番号 _____

建設キャリアアップシステム事業者 ID _____

工事番号および工事名 _____

建設キャリアアップシステム現場 ID _____

工事期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

④ 労働者延べ就労日数 _____ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者

② 本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

① 建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式
 電子申請方式 証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) _____ 者

・対象労働者数 _____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

⑤ 建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制に登録した事業者数 _____ 者

③ 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

『掛金充当日数』と掛金収納書の『証紙購入日数』を照合し、概ね齟齬がないことを確認

・『掛金充当日数』が『証紙購入日数』を大幅に下回る場合は(当面、3/4を目安)、附属書類(下請の就労状況報告書等)を踏まえ、対応について聴取※※

※『掛金充当日数』が『証紙購入日数』を上回る場合、総括表の記載が不適切である疑いがあるため、記載の訂正を指示

※※ 加えて、『建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数)』と工事別共済証紙受払簿における『貼付人員』(工事期間内の合計)とが一致することを適宜確認すること。

また、『建退共対象労働者数』や『工事期間』等に比して、『建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数)』が著しく少ない場合は、掛金充当が不足している可能性があることに留意すること

『労働者延べ就労日数』に対する『建設キャリアアップシステムによる就業履歴数』の割合(⑤/④)が特に小さい場合(当面は1/3を目安)、下請事業者に対するCCUS事後補正の指導の実施状況について元請から報告を求める

※『本工事に従事した労働者数』に占める『建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数』の割合(③/②)に照らして補正が不要と判断される場合があることに留意

<参考>【証紙方式】充当実績総括表と掛金収納書に齟齬がある場合の対応

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『証紙購入日数』を大幅に下回る場合

- 就労状況報告が不適切な疑いがあるため、元請事業者は、就労状況報告が適切であるか確認し、以下に応じて対応

	元請事業者	発注機関
① 就労状況報告が適切である場合	<ul style="list-style-type: none"> 証紙購入段階の算定が的確でなかったこと等が原因と考えられるため、特段の対応不要 ※算定の的確性について、以降受注する工事における算定に当たっての参考として、的確な算定に努める 	※乖離が著しい場合等において、その原因が元請事業者にあると認められるときは、必要に応じ、購入時の算定に係る注意を促す
② 就労状況報告が適切でない場合	<ul style="list-style-type: none"> 下請に対して、就労状況報告を是正させ、元請は、掛金充当に必要な証紙を追加購入するなどして、不足分の証紙を事後的に対象労働者に交付 	<ul style="list-style-type: none"> 元請による対応が不適切な場合は、対応を促す※ ※掛金納付に係る経費が積算に反映されており、掛金充当の徹底(適正履行確保)の重要性に鑑み、指導

※②の場合において、元請による著しく不適切な処理について公共発注機関が指導を行っても、改善が見られず、同種の事案が繰り返される場合等は、許可行政庁に通知し、許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じる

掛金充当実績総括表の『掛金充当日数』が掛金収納書の『証紙購入日数』を上回る場合

- 元請事業者において記載を修正

※もし、追加購入した証紙に係る掛金収納書が未提出であった場合は、元請事業者は未提出の掛金収納書を発注機関に提出

建設業退職金共済制度見直しの背景

電子申請方式における取扱い

(新)証紙方式における取扱い

(参考)電子申請方式と証紙方式の違い

令和3年度からの運用のポイント①

履行強化のための運用のポイント

※民間工事においても、発注者の関与以外の部分は同様

1. 元請は、工事ごとに、証紙貼付方式か電子申請方式かを選択（下請にも同じ方式によるよう求める）
公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択した方式を確認

2. 掛金充当方法

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- 「退職金ポイント」により掛金を充当
- 退職金ポイントは元請が専用サイトで工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に電子データで提出、元請が機構に報告、機構が退職金ポイントを付与
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- 「証紙」により掛金を充当
- 証紙は元請が工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に提出、元請が下請に証紙を交付、各共済契約者が共済手帳に証紙を貼付
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

令和3年度からの運用のポイント②

3. 事務の運用

① 工事契約段階の運用

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- 退職金ポイント購入後に専用サイトで「掛金収納書(電子版)」発行、元請が40日以内に発注機関に提出
- 掛金収納書(電子版)に退職金ポイント購入の算定根拠を記載
⇒ 発注機関が算定根拠を確認
- 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書(電子版)に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒ 発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- 証紙購入後に金融機関で「掛金収納書」発行、元請が「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を貼り付けて1か月以内に発注機関に提出
- 掛金収納書提出用台紙に証紙購入の算定根拠を記載
⇒ 発注機関が算定根拠を確認
- 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書提出用台紙に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒ 発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

【参考】「建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて」(令和2年9月8日建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ)(抄)
登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

令和3年度からの運用のポイント③

3. 事務の運用（つづき）

② 施工中の運用

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- ▶ 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- ▶ 元請が証紙交付の都度、「工事別共済証紙受払簿」に記録
※令和3年度は元請が準備できしだい、令和4年度全面適用
- ▶ 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

③ 工事完成段階の運用

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- ▶ 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、発注機関に提示
⇒ 発注機関が記載内容を確認

※CCUS利用状況が低い場合、書類の追加提示を求め、特に注意して確認
就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- ▶ 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、「工事別共済証紙受払簿」とともに発注機関に提示
⇒ 発注機関が記載内容を確認

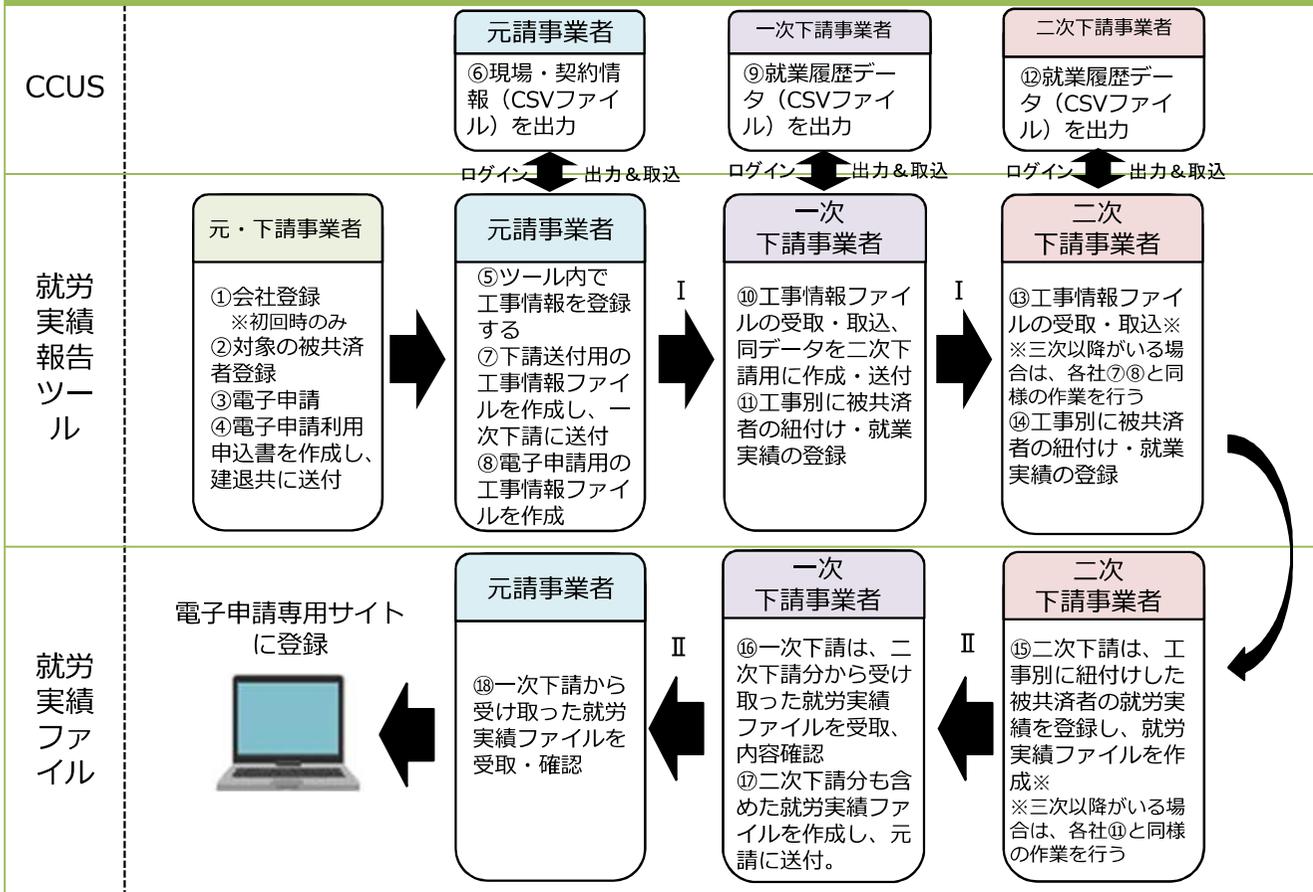
※就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

(参考)建退共電子申請方式の対応方法について

1. 電子申請方式の利用準備・申込

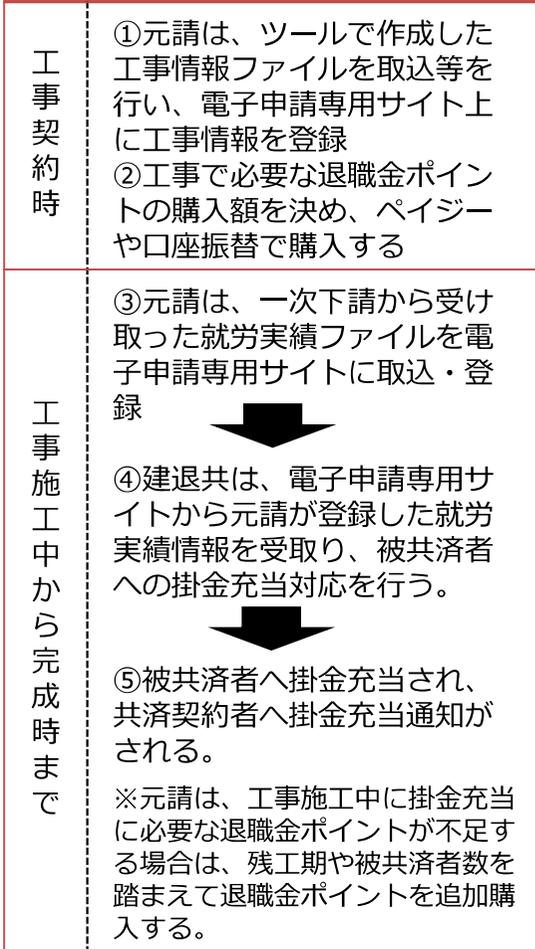
○共済契約者（元請事業者、下請け事業者）は、建退共が提供しているアプリケーション（就労実績報告作成ツール※（以下（ツール））をダウンロード及びインストールをする。
 ※（独）勤労者退職金共済機構（以下 建退共）のHPで無償提供される就労実績報告書を統一した様式で作成できるアプリケーション。
 ○ツールから作成した（又は建退共HPからダウンロードした）電子申請方式申込書を建退共の都道府県支部に提出すると、後日、建退共本部から電子申請専用サイト開通通知が郵送され、電子申請方式の利用が可能に。

2. 就労実績ファイルの作成（就労実績報告ツール）



I・・・暗号化された工事情報ファイルをメールやUSBで送付 II・・・暗号化された就労実績ファイルをメールやUSBで送付

3. 就労実績の報告・掛金充当（電子申請専用サイト）



[備考] 「2の就労実績ファイル」と「3の工事施工中から完成時まで」の対応については、各共済契約者は、工事完成まで繰り返し適切に行う。 **26**

主な質問と回答

1. 建設キャリアアップシステム関係

質 問	回 答
建設業者は CCUS の事業者 ID をどのように入手できるのか。	建設業者は、CCUS に事業者登録を行い、所定の登録料を支払うことにより、事業者 ID の発行を受けることができます。
下請事業者であっても CCUS への登録が必須になるのか。	CCUS への登録は建設業者に義務付けられているものではありませんが、令和5年度からの「あらゆる工事での CCUS 完全実施」を目指し、官民において取り組んでいるところであり、建設業者による CCUS への登録を推進し参ります
発注者の立場として地方公共団体が登録情報を閲覧・検索する方法や、閲覧できる情報の範囲を教えてください。	事業者登録の状況については、CCUS のウェブサイト (https://www.ccus.jp/) 内の「登録事業者検索」により登録事業者の事業者名、所在地について検索・確認することが可能。また、CCUS の運営主体である（一財）建設業振興基金に対して個別の問い合わせることにより、登録事業者の事業者名等のデータ提供を受けることができます。

2. 建設業退職金共済制度関係

(1) 共済制度への加入関係

質 問	回 答
企業内の退職金規定等により、建退共に参加せずとも退職金が支給される事業主についても、建退共に参加する必要があるか。	様式「加入労働者数報告書」により被共済者が存在しないことが明らかかな場合において、他退職金制度の加入証明書、自社の退職金制度のみを適用している旨が分かる就業規則、退職金規定の写し等の書類により、建退共に参加すべき技能労働者が存在しないことが明らかかな場合には、事業主としても建退共に参加する必要はありません。
元請事業主の雇用する労働者の全てが中小企業退職金共済制度に参加しており、建退共に参加する労働者が存在しない場合であっても、建退共に参加することは可能か。	建退共への加入は可能です。大手企業の中には自社の退職金制度を有しているところがありますが、こうした企業であっても、下請事業主に建退共の電子ポイント等を充当する必要があることから、建退共への加入にご協力いただきますようお願い致します。
建退共や中小企業退職金共済制度に参加していない事業主と契約することは可能か。	建退共や中小企業退職金共済制度は任意加入制度であり、事業主がこれらに参加していないことをもって、公共発注者と契約を締結することができないということはありません。しかしながら、建設労働者の福祉の増進、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じた建設業の健全な発展を図る観点からは、建退共制度の普及徹底が推進されるべきものと考えております。従来、工事契約締結時に、発注機関から元請事業主に対して建退共制度の加入を勧奨いただき、元請事業主より未加入の下請事業主に対して建退共の加入を勧奨いただいているところでありますので、引き続きご協力をお願いします。
自社の退職金制度がなく、中退共等への加入もなく、建退共制度を履行しなかった事業主は法律違反となるか。	建退共や中小企業退職金共済制度は任意加入制度であり、事業主がこれらに参加していないことをもって、何らかの法律に違反するとは考えておりません。しかしながら、建設労働者の福祉の増進、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じた建設業の健全な発展を図る観点からは、建退共制度の普及徹底が推進されるべきものと考えておりますので、引き続きの普及徹底の促進に加え、公共工事において建退共制度に係る掛金納付のための財源が工事の予定価格において措置され

	ていること等を踏まえ、建退共制度の適正履行の確保にもご協力をお願いします。
一人親方が建退共等の退職金制度に加入していない場合、建退共に加えなくても下請事業主として工事に従事することができるか。	建退共に加えしていないと下請事業主として工事に従事することができないということではありませんが、建設労働者の福祉の増進、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じた建設業の健全な発展を図る観点からは、建退共制度の普及徹底が推進されるべきものと考えておりますので、退職金制度に加入していない一人親方が下請事業主として工事に従事することとなる場合には、元請事業主より当該一人親方に対して建退共の加入を勧奨いただくよう、お願い致します。
工事に従事する下請事業主の全てが建退共以外の退職金制度を有していた場合に、元請事業主は建退共の電子ポイントや証紙を購入する必要があるか。	工事に従事する事業主の全てが建退共以外の退職金制度を有していた場合には、元請事業主は建退共の電子ポイントや証紙を購入する必要はありません。
中小企業退職金共済制度に加入している元請事業主が下請事業主分の建退共電子ポイントや証紙を購入することは可能か。	工事に従事する下請事業主が雇用する技能労働者に建退共対象労働者が存在する場合には、元請事業主は建退共制度に加入した上で、下請事業主分の建退共電子ポイントや証紙を購入して頂きたいと考えてます。

(2) 電子申請方式関係

質 問	回 答
下請事業主に CCUS 未登録業者がある場合には、電子申請方式を選択することはできないか。	元請事業主・下請事業主のいずれもが CCUS に登録し、活用していることにより事務の効率化が図られることから、CCUS の登録・活用が望ましいことではありますが、CCUS への登録の有無にかかわらず、電子申請方式を選択することができます。
請負金額の小さい工事では、報告資料の作成に係る事務作業が多くなり事業主の負担が増えてしまうため、例えば請負金額 500 万円以上の工事のみ報告対象とするといった運用をしてもよいか。	建退共制度の適正履行の確保を図る趣旨に鑑みれば、請負金額の多寡によらず、掛け金収納書の提出等を受けることが必要です。元請事業主等については、CCUS を活用した電子申請方式を選択することにより、書類作成の軽減などが図られることとなりますので、発注機関としても、CCUS を活用した電子申請方式の利用を推奨ください。

(3) 契約締結時の手続等関係

質 問	回 答
発注機関における確認作業等に特化したマニュアルはないか。	発注機関における確認等の手続のフローとポイントについては、説明資料2の23～25ページにおいて整理し、個別様式について確認すべきポイントについては、説明資料2の8～12ページにおいて整理しておりますので、ご活用ください。
掛金収納書の発注機関への提出期限について、電子申請方式の場合は契約締結後40日以内とされ、証紙貼付方式の場合は契約締結後30日以内とされ、違いが生じているのはなぜか。	証紙貼付方式の場合には金融機関の窓口において証紙を購入すると同時に掛金収納書を受領することができ、発注機関に提出することができますが、電子申請方式の場合において口座振替を選択したときには、掛金収納書の発行までに一定の期間を要することとなるため、電子申請方式の場合には一定の時間的余裕を設けているところです。
工事契約締結後一定期間内に、対象労働者の就労予定日数を算出し、当該工事において要する電子ポイント又は証紙を一括購入しなければならないとする理由は何か。	全ての対象労働者に対して就労状況に応じた掛金納付を徹底するため、原則として当該工事において要する退職金ポイントや証紙を契約当初に確保することで、確実な掛金充当を図ることとしています。もっとも、就労状況に応じて、退職金ポイントや証紙が不足することが明らかになった際には、事業主は、必要となる退職金ポイントや証紙を算出し、購入することをお願いしているところです。 なお、工事の請負金額や工種に応じて、必要となる概ねの退職金ポイント数や証紙枚数は推定することができるため、建設業退職金共済事業本部においては、「掛金納付の考え方」を作成し、事業主が契約締結後に購入すべき退職金ポイント数や証紙枚数の目安として提示しています。
他の工事で余った証紙を当該工事に従事する対象労働者の掛金充当に用いてもよいか。	建退共制度の適正履行を図る観点から、事業主には、工事ごとに必要な退職金ポイント数や証紙枚数を合理的に見積もって購入いただき、掛金収納書の提出及び掛金充当実績総括表等により所要の確認を行うこととしているところ、基本的には退職金ポイントや証紙は工事ごとに使い切られるものと考えております。それでも退職金ポイントや

	証紙が余った場合には、建退共制度の適正履行の確保を図るとの趣旨のもと、個別にご判断ください。
発注機関は、元請事業主から提出を受けた「掛金収納書」をもって、購入金額の算定根拠の確認を行うとされているところ、基礎資料として「加入労働者数報告書」の提出又は提示も求めるべきか。	必ずしも想定しているものではありませんが、適正履行の徹底を図るために、発注機関の判断により「加入労働者数報告書」の提出や提示を求めることを妨げるものではありません。

(4) 工事完成時の手続等関係

質 問	回 答
工事に従事する対象労働者の就労状況を的確に把握し、必要な電子ポイントの交付や証紙の貼付がなされていることを確認することは、発注者の義務であるか。	公共工事においては、建退共制度に係る掛金納付のための財源が工事の予定価格において措置されていること等から、発注機関において建退共制度の適正履行の確保に努めていただいているところであり、義務ではないものの、引き続きのご協力をお願いします。
元請事業主の就労状況の掛金充当実績はどの様式で確認できるのか。	工事完成時に元請事業主が発注機関に提出する「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」により、元請事業主の雇用する建退共対象労働者に係る掛金充当実績を含めた、全ての建退共対象労働者の掛金充当実績を確認することができます。
就労状況報告書の様式の第4号（月別）、第5号（日別）、第2号（交付依頼書）それぞれの違いは何か。	<p>【証紙貼付方式のみ】</p> <p>●建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（建退共事務受託様式第2号） （兼建設業退職金共済証紙交付依頼書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請事業主が各月ごとに自らが雇用する対象労働者に係る延べ就労日数を元請事業主に報告し掛金充当を受けるために使用する様式となります（一次下請事業主が二次以下の下請事業主に係る事務を受託した場合も同様に使用できます）。 ・元請事業主が原本を、下請事業主が写しを保管し、元請事業主は発注機関からの求めによりこの「被共済者就労状況報告書（第2号）」を

発注機関に提示する必要があります。

・ 共済契約者は、勤労者退職金共済機構に対し建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行を依頼するに当たっては、決算期間内に受注した公共工事のうち請負金額の最も大きい工事について、この「被共済者就労状況報告書(第2号)」の提示が必要となります(電子申請方式の場合、勤労者退職金共済機構において履行状況の確認ができることから、提示の必要はありません。)

【証紙貼付方式・電子申請方式】

●被共済者就労状況報告書(月別報告様式)(建退共事務受託様式第4号)

・ 下請事業主が各月ごとに自らが雇用する対象労働者に係る延べ就労日数を元請事業主に報告し掛金充当を受けるために使用する様式となります(一次下請事業主が二次以下の下請事業主に係る事務を受託した場合も同様に使用できます)。

・ 元請事業主は工事完成時に発注機関からの求めによりこの「月別報告様式(第4号)」を発注機関に提示する必要があります。

・ 電子申請方式による場合における機構に対する就労実績報告の様式としても使用します。

・ 「日別報告様式(第5号)」による日ごとの就労実績の記録に基づいて「月別報告様式(第4号)」は作成されますが、「就労実績報告作成ツール」を利用することにより、「月別報告様式(第4号)」と「日別報告様式(第5号)」を自動作成することが可能となります。

【証紙貼付方式・電子申請方式】

●被共済者就労状況報告書(日別報告様式)(建退共事務受託様式第5号)

・ 下請事業主が各月ごとに自らが雇用する対象労働者に係る延べ就

	<p>労日数を元請事業主に報告し掛金充当を受けるために使用する様式となります（一次下請事業主が二次以下の下請事業主に係る事務を受託した場合も同様に使用できます）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて「月別報告様式(第4号)」と使い分けることができ、自動作成することが可能となります。
<p>発注機関が掛金充当実績総括表の提示を受けた場合であって、掛金充当実績総括表の「掛金充当日数」が掛金収納書の「購入日数」を大幅に下回るときの発注機関の対応は、元請事業主の就労状況報告が適切であるか否かにより異なることとなるが、具体的な判断基準は何か。また、発注機関が行うべき指導の内容とは何か。</p>	<p>CCUS に登録された就業履歴数や出面表等により推定される実際の就労日数等に比べた、元請事業主が下請事業主から提出を受けた就労状況報告の日数の多寡により、判断することが可能。発注機関は、就労状況報告が適切でないと判断したときは、元請事業主に対して、下請事業主から適切な就労状況の報告を受けるよう指導することとなります。</p>
<p>「工事別共済証紙受払簿」は令和4年度から全面適用とされているが、令和3年度中はどのように対応されるのか。</p>	<p>令和3年度中は元請事業主から提示のない限り、発注機関において確認いただく必要はありません。</p>
<p>今般の建退共制度の見直しに伴い、国土交通省の「施工プロセスチェックリスト」について、どのような見直しが見られるか。</p>	<p>「施工プロセスチェックリスト」について、令和3年3月31日付で見直しを行っております。以下のURLをご参照下さい。 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html ※[R3.3.31]請負工事成績評定要領の運用の一部改正について</p>
<p>国土交通省の「施工プロセスチェックリスト」について、掛金収納書に関しては提出日の記載箇所が設けられていないが、どのようにチェックされているのか。</p>	<p>プロセスチェックの段階の日付と、提出された書類の日付を照らし合わせ、ずれがないことを確認することとしています。</p>
<p>掛金充当実績総括表の「掛金充当日数」と掛金収納書の「購入日数」に齟齬があり適切でない場合とは具体的にどのような状況を指すのか。また、その場合の指導は、発注者の立場として具体的に何をすればよいのか。</p>	<p>下請が元請に報告をした就労日数が、実際の就労実績よりも少ない等の状況が考えられます。そのような場合においては、下請が適切な就労状況の報告を行うよう、元請に対して就労状況の把握に努めるよう指導することとなります。</p>
<p>「CCUS 事後補正の指導」とは具体的にどのようなものを言うのか。</p>	<p>工事に従事する技能労働者の就業履歴がCCUSに適切に記録されていない場合には、当該工事の元請事業者が下請事業者に対してCCUSに就業履歴の蓄積（事後補正）を行うよう指導することとさ</p>

	<p>れています。発注機関においては、適宜、元請事業主による下請事業主に対する適切な指導がなされ、CCUSに就業履歴が蓄積された旨の報告を受けることとしてください。</p> <p>なお、下請事業主等による具体的な事後補正の方法については、説明資料1の11ページを参照下さい。</p>
--	---

(5) その他関係

質 問	回 答
<p>令和4年1月以降、新証紙への交換は建退共本部で可能とのことだが、都道府県の建退共支部でも可能か。</p>	<p>12月までに取扱いの金融機関で交換いただきますが、期限までに交換できなかった分については、翌年1月以降、本部のみでの取扱いとなります。</p>
<p>建設業者への建退共制度の周知を図るため、説明会の資料を地方公共団体のホームページ等へ掲載や、事業者配布をしてもよいか。</p>	<p>建設業者への建退共制度の周知にご協力いただきありがとうございます。説明会の資料を地方公共団体のホームページ等に掲載いただくことや、事業者配布を差し支えありません。</p> <p>その他にも、周知等に当たって必要な情報などがありましたら、国土交通省建設業課入札制度企画指導室（03-5253-8278）までお問い合わせください。</p>